

令和7年度

倉敷市市民企画提案事業募集要項

市民企画提案事業は、市民と行政の協働によるまちづくりを進め、地域の身近な課題を解決するために、市民活動団体の皆さんと市と一緒に実施する協働事業や、市民活動団体の皆さんが単独で実施する公益的な自主事業にかかる経費の一部を市が補助する事業です。

募集期間 令和6年10月15日（火）～12月13日（金）

令和7年度事業説明会を開催します！！（参加は任意・予約制）

市民企画提案事業の制度や申込方法についての説明を行います。

- ◆ 日時 11月7日（木）14時～
- ◆ 場所 倉敷市市民活動センター第1会議室

《部門及びコース》

部門	自主事業部門		協働事業部門	
	新規チャレンジコース	協働準備コース	市民提案コース	行政提案コース
コース内容	初めて提案事業に申込み団体を対象にした利用しやすさを重視したコースです。設立直後の団体でも申込みできます。	協働事業部門への発展を目指す団体を対象にしたコースです。採択後は、単独で事業を実施しながら、市担当課に協働の働きかけを行います。	団体が提示する課題をテーマにして、団体と市担当課が企画段階から協働しながら申込みを行うコースです。	行政が提示する課題をテーマにして、団体と市担当課が企画段階から協働しながら申込みを行うコースです。
企画・実施	団体	団体	団体と市担当課	団体と市担当課
補助率	75%以内	80%以内	90%以内	100%以内
補助額	15万円以内	30万円以内	50万円以内	
応募要件	活動実績は問わない	令和6年12月13日現在で1年以上の活動実績がある団体	協働準備コースで1年以上の実績がある団体	令和6年12月13日現在で1年以上の活動実績がある団体
補助年数	1年以内	2年以内	協働事業部門を通算して3年以内	

※協働・行政提案コースのテーマは10～14ページをご覧ください。

1 用語の定義

- (1) 団体 : 活動により得た利益の分配を目的としない非営利組織、町内会や自治会等の住民自治組織をいう。
- (2) 公益 : 特定の個人又は特定の集団に限定されることのない、社会一般の利益をいう。
- (3) 協働 : 団体と行政が、お互いに共通する目的の実現や地域課題の解決のために、各々の資源や特性を活かして役割と責任を分担しながら、共に協力し合うことをいう。
- (4) 事務局 : 倉敷市企画財政局市民協働推進部市民活動推進課に置く。
- (5) 市担当課 : 協働の相手方となる市の部署をいう。

2 団体の要件

次のすべての要件を満たす団体が、市民企画提案事業に申し込むことができます。

- (1) 倉敷市内を活動拠点とすること。(倉敷市内に、主たる事務所、もしくは何らかの活動の場所・施設を有していることが必要です。)
- (2) 組織運営等に関する規則や会則等があり、会員名簿を備えていること。
- (3) 申し込む事業に従事する会員のうち、倉敷市内に在住、在勤又は在学している者が5名以上いること。

※ただし、次のいずれかに該当する団体は、申込みできません。

- (1) 公職選挙法第3条に規定する公職にある者(候補者を含む。)若しくは政党等を推薦し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している団体
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条及び第8条の規定による処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体

3 事業の要件

不特定多数の市民を対象とした公益活動のうち、地域や社会の課題解決につながる事業で、次のすべての要件を満たすものが対象となります。ただし、申込める事業数は、全コースを通じて1団体1事業のみです。

- (1) 申し込む団体が実施主体となる事業
- (2) 令和8年3月31日までに完結する事業
- (3) 原則として倉敷市内で実施される事業
- (4) 団体が過去に実施したことのない事業又はそれと同等と市長が認める事業

※上記の要件を満たさない事業のほか、次のいずれかに該当する事業は対象となりません。

- (1) 施設等の整備(不動産の取得を含む)に係る費用が交付申請額の10分の3を超える事業
- (2) 個人給付等の補助的要素を含む事業

- (3) 営利目的又は間接的に営利につながると市長が認める事業
- (4) 宗教上の教義、信者の教化育成等に係る事業
- (5) 政治上の主義の推進、指示、反対等の主張又は表明に係る事業
- (6) 倉敷市、倉敷市の外郭団体、国又は県から、同様の内容で補助を受けている事業
- (7) 行政に対する要望又は陳情を目的とする事業

4 事業を実施する期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 補助対象経費等

事業実施のために直接必要な経費で、かつ補助金の交付決定があった日から事業完了日までの期間に支払った経費が補助対象となります。

なお、事業にかかる経費は、補助の対象・対象外に関わらず報告が必要です。また、領収書のない支出は、経費として認められません。領収書等の写しは、実績報告で提出していただきます。

(1) 補助対象となる経費の費目

人件費	団体会員の賃金 ※1、団体会員以外のアルバイト代
謝金	外部専門家等に支払う謝礼
旅費交通費	団体会員に支払う交通費 ※1 外部専門家等に支払う交通費及び宿泊費の実費 ・ガソリン代は1km25円以内で計算し、1日1,000円を限度とする。 ・公共交通機関利用は、実費とする。 ・宿泊費の上限は1泊12,500円とする。
消耗品費	当該事業のみで使用する、1年以上の使用に耐えない物品（インク、コピー用紙、文具、講習用の材料など）
印刷製本費	チラシやパンフレット等の印刷代 ※2、書類のコピー代など
通信運搬費	切手・はがきの購入、物品の運搬にかかる費用など
保険料	ボランティア保険・行事保険など
使用料・賃借料	会場使用料、機材等のレンタル料など（団体及び会員の所有物を除く）
外注費・委託費	ステージの設営や音響機器の操作など ※3

※1 団体会員への人件費及び旅費交通費は、協働事業部門のみ補助対象となり、対象経費の合計の1割を限度とします。

※2 チラシやパンフレット等の印刷について、デザインも含めて業者に依頼する場合は、外注費・委託費として取扱います。

※3 補助対象となる経費のうち、外注や委託などにより1件の支払いが3万円以上となるものは、見積書を取得し、実績報告で領収書とあわせて提出してください。

(2) 補助対象外となる経費

次の経費は補助対象となりません。ただし、事業の実施に必要な経費として、実績報告書には金額を計上してください。

団体会員への人件費及び旅費交通費 ※ <u>自主事業部門は対象外</u> となります。
備品（耐用期間や価格等から、消耗品と認められないと、市が判断する物品）の購入費用 ※1点あたりの価格が3万円以上の物品は備品として扱います。ただし、プリンター及びパソコンは、価格に関わらず、備品として扱います。
団体の管理運営経費（事務所の家賃・光熱水費等）
電話代・インターネット回線使用料など、事業実施のための使途であることが確認できない経費
会員の能力向上のための経費（研修費等）
土地の取得・補償に関する経費
飲食に関する経費 ※夏場の水分補給等、参加者や団体会員の健康維持のため、最低限必要な経費は補助対象となります。
商品券・プリペイドカード等の金券、景品や記念品等の購入費用
領収書のない経費
社会通念上適切でないと認められる経費

(3) 予算の使い方

収支予算書の内容に沿って、費目ごとの予算を超えないよう、事業を実施してください。なお、やむを得ない事情で費目間の流用や変更が必要な場合は、あらかじめ事務局に相談し、了解を得てください。

※事前に事務局への相談が無く、費目ごとに設定した予算を超えた支出については、補助金の対象外となる場合があります。なお、変更内容によっては、事業変更承認申請書の提出をお願いする場合があります。

6 スケジュール（予定）

事業説明会

- ・任意・**要予約**
- ・11月7日（木）
- ・募集内容、手続きの流れ等について説明します。

事業の構想を事務局へ説明

- ・**必須**
- ・11月29日（金）まで
- ・すべての団体が対象です。
- ・申込書を作成する前に、事業の構想を説明してください。

団体と市担当課の協議

- ・協働事業部門は企画段階からの協議が必要です。
- ・早めの協議をお願いします。
- ※自主事業部門は協議不要。

申込書提出

- ・12月13日（金）17時15分**必着**
- ・締め切り後の書類の追加・差し替えはできません。
- ・早めに提出いただくと、書類の不備を事務局がチェックしてお伝えすることができます。

第一次審査

- ・12月下旬
- ・第一次審査では、形式的な書類審査を行います。
- ・書類の不備など、募集要項に掲げる要件を満たさない場合は不合格となります。

プレゼンテーションの準備

- ・12月下旬～令和7年1月中旬
- ・プレゼンテーションで使用する資料を事務局に提出してください。

第二次審査

- ・令和7年1月下旬～2月上旬
- ・公開プレゼンテーションで事業の内容などを説明してください。

採択の決定

- ・令和7年3月中旬
- ・審議会からの答申を元に、市長が採択事業を決定します。

補助金交付申請

- ・令和7年4月初旬
- ・事務局からの説明に従って、補助金の交付手続きを行ってください。
- ・協働事業部門は市担当課と協定書を締結します。

事業開始

- ・事業計画に基づいて事業を実施してください。

中間報告書の提出

- ・令和7年12月
- ・事業の進捗状況や問題点、予算の執行状況などについて、報告書を提出してください。
- ・中間報告書は、翌年度に本事業へ申込みをする場合、審査の参考資料にもなります。

事業完了

- ・事業完了後30日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。
- ・添付資料として、領収書のコピーをまとめたもの、配布したチラシ、活動の写真などが必要です。
- ・実績報告書の内容を精査した後、補助金の額の確定を行います。

7 補助金の申し込み

(1) 事業説明会への参加 (任意)

市民企画提案事業の制度や申込方法についての説明会を行います。なお、説明会に参加できない場合は、個別相談にも対応しますので、事務局までご相談ください。

- ①日時 令和6年11月7日(木) 14:00～
- ②会場 倉敷市市民活動センター第1会議室
- ③申込方法 11月5日(火)までに、事務局へ、団体名、出席者数、連絡先の氏名・電話番号を、電話もしくはeメールでお知らせください。

(2) 事業の構想の事務局への説明 (必須)

市民企画提案事業の申込書類を作成する前に、提案内容の概要を把握し、必要に応じて、関係する市担当課への情報提供や、事務局からの注意点の説明などを行うため、申込みを検討されている団体の代表者は、事務局に対して事業の構想を説明してください。

- ①説明期間 令和6年11月29日(金)まで
- ②説明内容 申込書類の様式第2号「事業計画書」のうち、「1 目指す姿」、「2 現状」、「3 目指す姿と現状の隔たりの要因」、「4 計画の概要と対象者」に該当する内容。(※構想説明の時点で、事業計画書を作成しておく必要はありません。)事務局から、事業内容に応じた書類作成に関する注意点等をお伝えします。
- ③説明方法 あらかじめ事務局と日程調整したうえで、事務局にお越しいただき、その時点での事業構想を説明していただきます。

(3) 協働事業部門の申込書作成まで流れ

- ①団体から事務局に対して、事業の構想を説明していただきます(上記6(2)を参照)。その際、協働のパートナーとして想定している担当部署等を事務局へお知らせいただきます。なお、具体的な部署名が分からない場合は、「〇〇に関する業務を担当している部署」などでも構いません。
- ②事業の構想説明を受けて、事務局が協働のパートナーとして適当と思われる部署と連絡・調整し、事務局・団体・市担当課の三者で協議の機会を設定します。その協議において、団体

から市担当課に対して事業の構想を説明していただきます。

- ③団体と市担当課の二者で、年間の事業計画の内容や、事業を実施する上での役割分担などについて、話し合いを重ねます。
- ④事業計画や役割分担などについて、市担当課の合意を得た上で、団体が申込書を作成し、事務局へ提出します。

(4) 申込書類の提出

次のすべての書類を事務局へ提出してください。

なお、新規チャレンジコースは、確認資料の一部を省略できる場合がありますので、事務局までご相談ください。

- ①提出期限 令和6年12月13日(金) 17時15分必着
- ②提出方法 持参のみ。(郵送や電子メール等での受付はできません。)
- ③提出書類

提出書類	協働準備コース 市民提案コース 行政提案コース	新規チャレンジコース
事業申込書	様式第1号	様式第1号の2
事業計画書	様式第2号	様式第2号の2
収支予算書	様式第3号	
組織運営体制	様式第4号	
確認資料 定款、規約、会則	○	
確認資料 会員名簿(最新のもの)	○	
確認資料 直近の事業報告書及び決算書	○	
確認資料 活動状況が分かる資料 (イベントのチラシ、活動中の写真など)	○	

※提出書類の様式は、市民企画提案事業のホームページからダウンロードできます。

ホームページアドレス https://www.city.kurashiki.okayama.jp/teian_oubo/

8 補助金の交付決定まで

(1) 第一次審査(令和6年12月下旬)

提出された申請書類について、事業や団体の要件、申請書類の記載内容、添付書類等についての審査を行います。審査の結果、書類の不備など、要件を満たさない場合は不合格となります。なお、第一次審査の結果は、申請書類を提出したすべての団体に書面で通知します。

(2) 第二次審査(令和7年1月下旬~2月上旬)

倉敷市市民企画提案事業審議会に対し、事業内容についてのプレゼンテーションを行った後、

審議会委員からの質問に答えていただきます。なお、審査は一般公開されます。

- ①プレゼンテーションでは、団体がパソコンで作成した資料で、事業内容などについて説明していただきます。
- ②協働事業部門は市担当課が同席し、事業の補足説明を行います。
- ③プレゼンテーションに参加しない場合は、理由の如何を問わず申込みを取り下げたものとみなしますので、必ず出席してください。
- ④審議会では、次の審査基準をもとに審査します。

区分	審査基準	キーワード	審査の視点
団体	組織体制	団体の強み 会員の役割分担 自主財源の確保	知識、専門性、経験など他にない強みがあるか 事業実施、事務処理、広報など会員間で役割を分担しているか 自主財源（事業収益、寄付、会費）を確保する取り組みはあるか
	意欲	活動頻度 (新)姿勢と熱意 (2)ブログ投稿	打ち合わせや活動を定期的に行っているか（開催頻度、参加会員数） 【新規のみ】課題解決に取り組む姿勢と熱意に共感できるか 【2年目以降】ブログ「まちづくりびと@倉敷」等への投稿回数
	活動	情報公開 活動計画 (2)目標への取り組み	団体の信頼性を高めるため、運営や活動の情報公開をしているか 中・長期的な活動計画があるか 【2年目以降】設定した目標への取り組み状況
目的	課題設定	課題への共感 社会的背景 市民ニーズ	解決しなければならないという点に共感できるか 設定した課題は社会的背景に合致しているか 市民ニーズは事実にもとづいて分析されているか
	公益性	受益者の範囲 補助の可否 市民サービスの向上	利益を受ける範囲が限定的ではなく、不特定多数の市民に開かれているか 行政が補助してよい内容であるか 事業の実施により市民サービスの向上が期待できるか
計画	有効性	課題解決への有効性 住み良いまちの実現 波及効果	課題解決に向け、的を射る有効な事業計画であるか 住み良いまちの実現につながる内容であるか 事業の発展や地域社会への波及効果が期待できるか
	妥当性	市民の理解 設置目的との整合性 実施回数	趣味的なものではなく、一般市民の理解が得られる内容であるか 事業計画は団体の設置目的に沿っているか 活動の実施回数は十分確保されているか
	協働性 ※協働事業部門のみ	団体と市の役割分担 相乗効果 意見の反映	団体と市の役割分担が明確かつ妥当であるか 団体が単独で実施するよりも、明らかに高い効果が見込めるか 事業計画に団体と市、双方の意見を反映しているか
実現	創意工夫	情報発信 時期・場所 アイデア	活動を広く知ってもらう工夫がみられるか 実施時期や開催場所の選定に、事業の効果を高める工夫がみられるか 新しい視点からのアイデアや独自性が盛り込まれているか
	実施体制	他組織との連携 スタッフの確保	地域、団体、企業など、他の組織と実施に必要な連携が図られているか 事業遂行に必要な専門知識や技術を持ったスタッフを確保しているか
予算	予算設定	費用対効果 積算根拠 受益者負担	過大な支出を抑えた、費用対効果の高い予算設定であるか 予算額の積算根拠が明確であるか 参加費を集めるなど、相応の受益者負担を求めているか

(3) 採択又は不採択の決定

審議会の得点が、別に定める基準を超えた事業について、その得点の高い順に、予算の範囲内で採択又は不採択の決定を行います。なお、採択・不採択に関わらず、決定結果はすべての団体へ書面で通知します。

9 事業開始以降

(1) 補助金の交付申請

申請から支払いまでのながれは次のとおりです。通常は、実績報告提出後に補助金を支払いますが、活動資金の関係で、前もって請求することも可能です。

<通常の取り扱い>



<事業開始時に補助金を請求する場合>



(2) 情報発信

① ブログ「まちづくりびと@倉敷」等への投稿

市民企画提案事業の広報ツールとしてブログを開設し、市民企画提案事業、団体の活動全般に関することについて、毎月1回以上の投稿をお願いしています。交付決定を受けた団体は、事業開始後は毎月1回以上、イベントの準備、打ち合わせ、参加者募集、イベント当日の様子、成果等の活動状況を投稿してください。(ブログの投稿方法については、交付決定後に各団体にお知らせします。)

また、その他のSNS等も活用して、積極的な情報発信に努めてください。

② 広報くらしきへの掲載

市の広報紙「広報くらしき」にイベント情報を掲載します。交付決定後に各団体の希望を調整し、掲載月を決定しますので、イベント情報の原稿作成をお願いします。

③ イベント等の情報提供

倉敷市市民活動推進課のホームページに、各団体のイベント情報を一般公開しています。事務局より月1回程度、情報提供を依頼しますので、3ヶ月先までのイベント情報をメールでお知らせください。

(3) 活動の振り返り

事業計画書に記載されたイベント等を実施するごとに、活動の振り返りを行い、反省点や改善点を記入する「振り返りシート」を作成してください。

(4) 実績報告及び補助金の精算

事業完了後、実績報告書等の書類を事務局に提出して補助額を確定します。余剰金が発生した場合は倉敷市に返納していただきます。

10 その他

(1) 補助年数

補助を受けることができる年数は、一団体あたり最大5年です。なお、各コースを利用できる年数は、コースによって異なります。(1ページ「部門及びコース」参照。)

(2) 市が開催するワークショップ等への参加

市民企画提案事業に関するワークショップ等を市が開催するときは、できる限り出席してください。また、市が事業の取組状況等に関するヒアリングや事業報告会を実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。

11 行政提案コースのテーマ

協働事業部門の行政提案コースでは、次の3件のテーマに沿った提案を募集します。

(1) 生活衛生課

テーマ	地域が抱える猫の問題を解決するための「地域猫活動」の企画・運営
募集理由	<p>猫に起因する糞害などについて、生活衛生課では餌やりに対するマナー啓発等を行ってきましたが、すぐには解決に至らず、問題が長期化する傾向にあります。</p> <p>特に、餌をもらうだけで飼い主がいない猫については、単に餌をやめることが解決にはつながらないことが多く、問題を解決するためには、地域住民の協力と自主性が不可欠であると考えています。</p> <p>地域住民主体の活動の一つに「地域猫活動」がありますが、この活動を実施するに当たっては、実施方法の説明、地域の取りまとめ、実施中・実施後のフォロー等が欠かせません。地域の活動を細やかに支えることができるよう、地域住民への説明や協力を主体となって行うボランティアとの協働が必要です。</p>
提案団体に求めること	<p>(1) 協働するボランティアは、複数の人数で構成されており、倉敷市内に活動拠点がある自主的な活動ができる団体であること。</p> <p>また、地域猫活動について、取り組みを行ったことがある、もしくは取り組み中であること。</p> <p>(2) 地域の単位は町内会単位程度であり、自主的な活動ができること。</p>

<p>基本情報</p>	<p>(1) 地域猫活動とは？</p> <p>地域猫活動とは、住民合意の下、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して、猫の管理（餌やりや猫トイレの管理）を行い、猫の数を減らしていく方法です。</p> <p>(2) 飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成金について</p> <p>生活衛生課では、市内に生息する飼い主のいない猫の不妊去勢手術に要する費用の一部について助成金を交付しています。なお、市民企画提案事業に採択された場合は、その事業の中で実施する不妊去勢手術に対し、「飼い主のいない猫の不妊去勢手術助成金」を受けることはできません。</p> 
<p>担当課の役割（例）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域猫活動についての団体との認識の共有 ・ 地域猫活動について市民への周知や地域住民への説明 ・ 団体の開催するセミナー等についての企画・運営・広報に関する協力 ・ 飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成金制度についての地域住民への利用推進
<p>担当課からのメッセージ</p>	<p>地域猫活動は、地域住民が主体的に、飼い主のいない猫の問題解決に取り組む、大切な取組みであると考えています。将来的には、地域猫活動について、自主的に活動を行い、運営ができるボランティア団体を増やし、協働していきたいと考えています。地域猫活動について理解があり、地域住民と一緒に活動できる団体の提案をお待ちしています。</p>

(2) 農林水産課

テーマ	米粉の利用促進について
募集理由	<p>倉敷市では、輸入小麦の高騰など国際情勢の影響を受けている小麦粉の代替原料として、米粉の需要拡大を図る取組を実施しています。こうした取組に賛同いただける民間団体に、民間ならではの視点で事業を企画・実施いただくことで、市内における米粉利用の機運を高めてほしいと考えています。</p>
提案団体に求めること	<p>次のいずれかについて、広報活動やイベントの実施、あるいはその他の事業に市と協働で取り組んでいただきたい。(複数可)</p> <p>(1) 米粉の特色や有用性を、広く一般に広報する事業。</p> <p>(2) 一般家庭等での米粉の消費を促進する事業。</p> <p>(3) 米粉の新たな活用方法を、開発・提案及び周知する事業。</p>
基本情報	<p>(1) 米粉を取り巻く状況</p> <p>家庭で使われている小麦粉のほとんどは輸入に頼っていますが、その価格は国際情勢の影響を受けやすくなっています。そこで、輸入小麦の代替として、国内で安定的に生産・供給される米粉が注目されるようになっていきます。</p> <p>(2) 米粉の活用</p> <p>米粉は、栄養価が高くヘルシーであり、グルテンフリーでアレルギーの人も安心して食べられるなど、食品として様々な特色があります。また、米粉の需要が拡大することで、休耕田の活用による水田の維持や地産地消の推進、食料自給率の向上、国内物流による環境負荷の低減なども期待されます。</p> <p>一方で、小麦粉と比較して価格が高い、取扱量が少ないなどの課題もあり、広く一般には普及しづらい状況にあります。</p> <p>(3) 倉敷市での取り組み</p> <p>倉敷市では、市内の耕地面積の8割を占める水田から潤沢に供給されるお米を使った米粉の利用を推進したいと考えています。そこで、小学生から大人の方まで、幅広く多くの方に米粉のことを知ってもらい、使ってもらうため「くらしきこめっ子プロジェクト」を立ち上げ、米粉の消費拡大を目指しています。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米粉に関する様々な情報を集約した、専用PRサイトを公開。 ・新商品を開発する中小企業者への支援（米粉商品開発支援事業費補助金）。 ・米粉商品の展示即売会（倉敷こめこマーケット）の開催。 ・市内小中学校と保護者を対象とした普及啓発冊子の作成・配布。 ・市内の大学等と連携した、米粉料理の新レシピ開発。 ・米粉製粉機の設置・運用。 ・高校生による米粉料理コンテストの開催。

<p>担当課の役割（例）</p>	<p>(1) 広報誌やホームページ等による広報。 (2) 関係機関との連絡調整及び会場確保（イベント・会議等）への協力。 (3) 市が設置する米粉製粉機の供用等。</p>
<p>担当課からのメッセージ</p>	<p>米粉の利用は徐々に広がりつつありますが、米粉のことを知らない方や実際に利用したことのない方も、まだまだ大勢いらっしゃいます。そのような方に、米粉の美味しさや便利さを身近に感じ、もっと使ってみたい、食べてみたいと思えるような新しいアイデアを期待しています。</p>

(3) 環境政策課

テーマ	海ごみ削減に向けた身近な回収活動や周辺への普及啓発
募集理由	マイクロプラスチックが長期間にわたって海に蓄積するなど海ごみへの対策が重要になっています。倉敷市では、高梁川流域でのごみの組成分析の結果を活用した啓発活動を行う一方、市民活動でのごみ回収事業が行われてきましたが、広範なごみ回収をさらに広げていくには、新たな取り組みが必要と考えています。
提案団体に求めること	<p>以下のいずれか又は複数に該当する活動を行い、海ごみの削減に貢献していただきたい。</p> <p>(1) 今までごみ回収にあまり取り組んでいなかった方たちを巻き込んで、日常的にごみを捨てない、見つけたら拾うなど、海に流れ出る陸ごみの回収を広げていく活動。</p> <p>(2) 下記のマイクロプラスチック簡易調査方法を利用し、直接的に生徒・学生・市民等に啓発を行うとともに、この調査方法の普及を図る活動。</p> <p>(3) その他、海ごみの削減に貢献する新たな取り組み。</p>
基本情報	環境政策課でマイクロプラスチックの簡易調査方法（土砂から水でマイクロプラスチックを浮かして観察する簡易的な体験ツール）を作成中。岡山県では「おかやまゴミ退治大作戦」として県下統一キャンペーンを実施中。
担当課の役割（例）	<p>(1) 広報紙やホームページ等による広報の協力</p> <p>(2) 関係機関との連絡調整及び会場確保への協力</p> <p>(3) マイクロプラスチックの簡易調査ツールの貸し出し</p> <p>(4) その他協議により市が提供できること</p>
担当課からのメッセージ	従来から市民の皆様には地域や学校などで、ごみの回収活動に取り組んでいただいておりますが、瀬戸内海のごみを削減していくためには、より多くの方が参加できる、参加したくなる新たな取り組みが必要と考えています。次の世代に美しい瀬戸内海を引き継ぐためのアイデアをお待ちしております。

12 よくあるご質問

No.	質 問	回 答
1	市と協働したいけれど、事業計画にどの部署が適しているか分かりません。	事務局にご相談ください。事業の構想を伺ったうえで、パートナーとしてふさわしい市担当課をご紹介します。
2	事業は倉敷市内で実施しますが、団体の事務所は市外にあります。申込みは可能ですか。	団体の事務所が市外にある場合でも、市内に支部等の拠点があれば応募可能です。
3	1つの団体が、複数のコースに申込みことはできますか。	市民企画提案事業に申込みする事業数は、1年度につき、全コースを通じて1団体1事業のみです。
4	提案した事業に対し、市から別の補助金を受けていても応募できますか。	倉敷市、倉敷市の外郭団体、国又は県から、同様の内容で補助を受けている事業では応募できません。
5	1回限りのイベントを実施する場合でも応募できますか。	イベントの実施自体が対象外ではありませんが、事業の審査では、その事業が地域課題の解決につながるのかなど、審査基準に沿って審査が行われます。
6	令和7年度中は準備作業のみで、令和8年4月にイベントを実施する予定です。申込みは可能ですか。	事業全体が令和8年3月31日までに完了するものが対象となります。令和7年度中に実施するものが準備作業のみの場合は応募いただけません。
7	事業の中で実施する講演会やイベントなどで、参加者から参加料などをいただいても良いですか。	事業を継続的に実施していくため、必要な費用を参加者に負担していただくことは問題ありません。ただし、参加料など事業実施に伴う収入については、すべて補助事業の経費に充当していただきます。
8	事業に申込み、採択が決定されると、補助年数の期間中は補助してもらえますか。	一度の採択の有効期間は1年間ですので、毎年申込みが必要です。2年目以降は、前年の活動実績も含めて審査されますので、事業の成果や取り組みの姿勢が得点に影響します。
9	初めての申込みですが、協働事業をしたいと考えています。申込みは可能ですか。	行政提案コースは、1年以上の活動実績があれば申込みできますが、市民提案コースは、初めての申込みでは利用できません。まずは、協働準備コースをご利用ください。

